

茨城県作業療法士会 功労表彰規程

第1条(目的)

本規程は、公益社団法人茨城県作業療法士会(以下「本会」という)において、永年にわたり本会の活動に貢献、さらに高度医療等への実践者であると認定した会員を顕彰し、その功績を称えることを目的とする

第2条(表彰の対象)

功労表彰の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする

- 1) 本会正会員として連続して在籍した年数が30年以上に達していること
- 2) 本会正会員として、作業療法実践の規範となり、後進育成に尽力していること
- 3) 本会の活動に協力的で、会費滞納や除名歴がないこと
- 4) 特段の事由により理事会が表彰に値すると認めた者

第3条(推薦の方法)

第2条に該当する場合には、所属先等より推薦書の提出を求めるものとする
ただし、書式等は不定とする

第4条(表彰の方法)

- 表彰は、定時総会または記念式典等の適切な機会において行うものとする
- 2 表彰者には、表彰状を授与する
 - 3 表彰者氏名は、本人の了承のもと、本会ホームページでの公表および表彰者名簿への登録を行うものとする

第5条(選定手続)

- 本会表彰委員会は、功労表彰該当者を第3条の都度選定を行い、理事会に報告する
- 2 理事会において審議の上、表彰対象者を決定する
 - 3 決定後、表彰者本人に通知、表彰式出席の可否等の確認を行う

第6条(特例)

会員としての在籍が中断している期間がある場合でも、以下のいずれかに該当する場合は、理事会の判断により在籍年数として通算できることとする

- 1) 出産・育児・介護等によるやむを得ない理由での休会
- 2) 他都道府県等での一時的な勤務により、本会会員を一時退会したが、再入会した場合
- 3) そのほか、理事会が通算に値すると判断した場合

第7条(附則)

本規程に定めのない事項は、理事会の決議により定めるものとする

本規程は、2025年7月16日から施行する